

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 16 暗号資産交換業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
I 総則 I－1 暗号資産の範囲等 I－1－1 暗号資産の範囲及び該当性の判断基準 ①～③ （略） ④ 法第2条第6項に規定する通貨建資産の該当性に関して、「本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの」であることを判断するに当たり、「発行者及びその関係者（以下「発行者等」という。）と利用者との間の契約等により、発行者等が当該利用者に対して法定通貨をもって払い戻す等の義務を負っているか」等について、申請者から詳細な説明を求めることとする。 （注） （略）	I 総則 I－1 暗号資産の範囲等 I－1－1 暗号資産の範囲及び該当性の判断基準 ①～③ （略） ④ 法第2条第6項に規定する通貨建資産の該当性に関して、「本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの」であることを判断するに当たり、「発行者及びその関係者（以下「発行者等」という。）と利用者との間の契約等により、発行者等が当該利用者に対して<u>その券面額と同額の</u>法定通貨をもって払い戻す等の義務を負っているか」等について、申請者から詳細な説明を求めることとする。 （注） （略）
II 暗号資産交換業者の監督上の着眼点 II－2 業務の適切性等 II－2－1 法令等遵守	II 暗号資産交換業者の監督上の着眼点 II－2 業務の適切性等 II－2－1 法令等遵守

現 行	改 正 案
Ⅱ－２－１－３ 禁止行為 Ⅱ－２－１－３－１ 意義 (略) Ⅱ－２－１－３－２ 主な着眼点 (1)～(4) (略) (5) 禁止行為の内容 ① 法第 63 条の 9 の 3 第 1 号及び第 2 号に規定する「暗号資産の性質等についてその相手方を誤認させるような表示」として、例えば、以下のものが考えられる。 ・ 暗号資産の価格変動を理由に損失が発生するおそれがあるにも関わらず、これを誤認させるような表示 ・ 暗号資産の仕組み上、一定の期間、移転が制限されるにもかかわらず、これを誤認させるような表示 ・ 暗号資産の発行者の財務状況や発行者の行う事業の進捗状況等に関して、利用者を誤認させるような表示 <u>(新設)</u>	Ⅱ－２－１－３ 禁止行為 Ⅱ－２－１－３－１ 意義 (略) Ⅱ－２－１－３－２ 主な着眼点 (1)～(4) (略) (5) 禁止行為の内容 ① 法第 63 条の 9 の 3 第 1 号及び第 2 号に規定する「暗号資産の性質等についてその相手方を誤認させるような表示」として、例えば、以下のものが考えられる。 ・ 暗号資産の価格変動を理由に損失が発生するおそれがあるにも関わらず、これを誤認させるような表示 ・ 暗号資産の仕組み上、一定の期間、移転が制限されるにもかかわらず、これを誤認させるような表示 ・ 暗号資産の発行者の財務状況や発行者の行う事業の進捗状況等に関して、利用者を誤認させるような表示 ・ <u>いわゆるアルゴリズム型ステーブルコインや暗号資産担保型ステーブルコインなどのように、価値の安定が常に確保されていないにも関わらず、ステーブル</u>

現 行	改 正 案
② （略） ③ 内閣府令第 20 条第 1 号に規定する「裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、暗号資産の性質等に関する表示をする行為」として、例えば、以下のものが考えられる。 ・ 偏った分析結果を利用して、暗号資産の価格の推移を予測する行為 ・ 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産であることを理由に、当該暗号資産が安全かつリスクが低い旨の表示を行う行為 ・ 暗号資産交換業の登録を受けた者であることを理由に、財務状況等が健全である旨の表示を行う行為 <u>（新設）</u>	<u>コインと称してこれを誤認させるような表示</u> <u>（注）このようなものの例として、法定通貨の交換比率が一定比率内に収まるよう、一定のアルゴリズムに基づいて相場介入を行うこと等によって、価値の安定を図るものや、暗号資産の価値を担保に発行することによって、暗号資産の価格と連動させて価値の安定を図るものがある。</u> ② （略） ③ 内閣府令第 20 条第 1 号に規定する「裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、暗号資産の性質等に関する表示をする行為」として、例えば、以下のものが考えられる。 ・ 偏った分析結果を利用して、暗号資産の価格の推移を予測する行為 ・ 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産であることを理由に、当該暗号資産が安全かつリスクが低い旨の表示を行う行為 ・ 暗号資産交換業の登録を受けた者であることを理由に、財務状況等が健全である旨の表示を行う行為 ・ <u>商品の仕組として価値の安定が常に確保されておらず相場の変動などにより価値が急減する可能性があるにもかかわらず、価値の安定が確保されている旨の表示を行う行為</u>

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 16 暗号資産交換業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
Ⅱ－２－１－６ 不祥事件に対する監督上の対応 Ⅱ－２－１－６－１ 意義 内閣府令第41条に規定する「取締役等又は従業者に暗号資産交換業に関し法令に違反する行為又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為」（以下「不祥事件」という。）が発生した場合の監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。 なお、不祥事件とは、暗号資産交換業の業務に関し法令に違反する行為のほか、次に掲げる行為等が該当する。 （略）	Ⅱ－２－１－６ 不祥事件に対する監督上の対応 Ⅱ－２－１－６－１ 意義 内閣府令第42条に規定する「取締役等又は従業者に暗号資産交換業に関し法令に違反する行為又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為」（以下「不祥事件」という。）が発生した場合の監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。 なお、不祥事件とは、暗号資産交換業の業務に関し法令に違反する行為のほか、次に掲げる行為等が該当する。 （略）
Ⅱ－２－２ 利用者保護のための情報提供・相談機能等 Ⅱ－２－２－１ 利用者保護措置等 Ⅱ－２－２－１－１ 意義 （略） Ⅱ－２－２－１－２ 主な着眼点 (1) 略 (2) 利用者に対する情報の提供	Ⅱ－２－２ 利用者保護のための情報提供・相談機能等 Ⅱ－２－２－１ 利用者保護措置等 Ⅱ－２－２－１－１ 意義 （略） Ⅱ－２－２－１－２ 主な着眼点 (1) 略 (2) 利用者に対する情報の提供

現 行	改 正 案
① 内閣府令第21条第1項及び第2項各号並びに第22条に規定された事項について、利用者の知識、経験等を勘案して、取引内容、取引形態及び取り扱う暗号資産等に応じて、適切に説明を行っているか。 <u>（新設）</u> （注1）内閣府令第21条第2項第4号に規定する「取り扱う暗号資産の概要及び特性」及び同項第5号に規定する「暗号資産の性質に関し参考となると認められる事項」としては、例えば以下の事項を含め、日本暗号資産取引業協会が公表する暗号資産の概要説明書記載の内容を参考とするものとする。 ・ 暗号資産の主な用途 ・ 暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項 ・ 暗号資産の総発行量及び発行可能な数量に上限がある場合はその上限	① 内閣府令第21条第1項及び第2項各号並びに第22条に規定された事項について、利用者の知識、経験等を勘案して、取引内容、取引形態及び取り扱う暗号資産等に応じて、適切に説明を行っているか。 <u>（注1）内閣府令第21条第2項第4号に規定する「取り扱う暗号資産の概要及び特性」として、例えば、法定通貨の交換比率が一定比率内に収まるよう、一定のアルゴリズムに基づいて相場介入を行うこと等によって、価値の安定を図るものについては暗号資産の価値の安定が常に確保されているわけではないことから、その価値の安定が確保されておらず変動がありうる旨を説明することに留意する。</u> （注2）内閣府令第21条第2項第4号に規定する「取り扱う暗号資産の概要及び特性」及び同項第5号に規定する「暗号資産の性質に関し参考となると認められる事項」としては、例えば以下の事項を含め、日本暗号資産取引業協会が公表する暗号資産の概要説明書記載の内容を参考とするものとする。 ・ 暗号資産の主な用途 ・ 暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項 ・ 暗号資産の総発行量及び発行可能な数量に上限がある場合はその上限

現 行	改 正 案
・ 暗号資産の流通状況 ・ 暗号資産に内在するリスク （注2）内閣府令第22条第1項第3号に規定する「当該取引の内容」としては、取引の態様・方式のほか、取引の注文受付及び約定処理に係る事項（利用者の注文時に表示されている価格又は利用者が注文時に指定した価格と約定価格との相違（以下「スリッページ」という。）が発生する場合にはその旨及び発生原因、並びにスリッページの発生により利用者に不利となる事象が生じる場合にはその旨及び当該事象の内容を含む。）等が考えられる。なお、利用者との取引内容が規定された契約書や利用約款についても、利用者の権利義務等が明瞭かつ正確に認識できる内容とするよう留意することとする。 （注3）内閣府令第22条第1項第4号に基づき説明する事項としては、例えば、以下の事項が考えられる。 ・ 暗号資産の発行者や管理者等の破綻による暗号資産の消失・価値減少リスク ・ 暗号資産に表示される権利に係る債務者の破綻による当該権利の毀損リスク	・ 暗号資産の流通状況 ・ 暗号資産に内在するリスク （注3）内閣府令第22条第1項第3号に規定する「当該取引の内容」としては、取引の態様・方式のほか、取引の注文受付及び約定処理に係る事項（利用者の注文時に表示されている価格又は利用者が注文時に指定した価格と約定価格との相違（以下「スリッページ」という。）が発生する場合にはその旨及び発生原因、並びにスリッページの発生により利用者に不利となる事象が生じる場合にはその旨及び当該事象の内容を含む。）等が考えられる。なお、利用者との取引内容が規定された契約書や利用約款についても、利用者の権利義務等が明瞭かつ正確に認識できる内容とするよう留意することとする。 （注4）内閣府令第22条第1項第4号に基づき説明する事項としては、例えば、以下の事項が考えられる。 ・ 暗号資産の発行者や管理者等の破綻による暗号資産の消失・価値減少リスク ・ 暗号資産に表示される権利に係る債務者の破綻による当該権利の毀損リスク

現 行	改 正 案
・ 暗号資産交換業者の破綻による預託した暗号資産の返還を受けられないリスク （注4）内閣府令第22条第1項第5号に基づき説明する事項としては、例えば、以下の事項が考えられる。 ・ サイバー攻撃による暗号資産の消失・価値減少リスク ・ ブロックチェーンの分岐に起因するリスク	・ 暗号資産交換業者の破綻による預託した暗号資産の返還を受けられないリスク （注5）内閣府令第22条第1項第5号に基づき説明する事項としては、例えば、以下の事項が考えられる。 ・ サイバー攻撃による暗号資産の消失・価値減少リスク ・ ブロックチェーンの分岐に起因するリスク
Ⅱ－2－2－8 ICOへの対応 Ⅱ－2－2－8－1 意義 ICO（Initial Coin Offering）とは、明確な定義はないものの、一般に、企業等がトークンと呼ばれるものを電子的に発行して、公衆から法定通貨や暗号資産の調達を行う行為の総称をいう。ICOにおいて発行されるトークンが法第2条第5項に規定する暗号資産に該当する場合、当該トークンを業として売却又は他の暗号資産と交換する行為（以下、Ⅱ－2－2－8において「販売」という。）は、暗号資産交換業に該当する。 （注1）ただし、暗号資産交換業者がトークンの発行者の依頼に基づいて当該トークンの販売を行い、発行者がその販売を全く行わない場合には、発行者の行為は基	Ⅱ－2－2－8 ICOへの対応 Ⅱ－2－2－8－1 意義 ICO（Initial Coin Offering）とは、明確な定義はないものの、一般に、企業等がトークンと呼ばれるものを電子的に発行して、公衆から法定通貨や暗号資産の調達を行う行為の総称をいう。ICOにおいて発行されるトークンが法第2条第5項に規定する暗号資産に該当する場合、当該トークンを業として売却又は他の暗号資産と交換する行為（以下、Ⅱ－2－2－8において「販売」という。）は、暗号資産交換業に該当する。 （注1）ただし、暗号資産交換業者がトークンの発行者の依頼に基づいて当該トークンの販売を行い、発行者がその販売を全く行わない場合には、発行者の行為は基

現 行	改 正 案
本的には暗号資産交換業に該当しないと考えられる。 なお、発行者の行為の暗号資産交換業該当性については、発行者と暗号資産交換業者との間の契約内容、販売行為の内容、発行者による販売への関与の度合い等を考慮の上、最終的には個別具体的に判断することに留意する。 （注２）トークンの発行者による将来的な事業収益等の分配を受ける権利が当該トークンに表示されているなど、ＩＣＯが投資としての性格を有する場合は、当該トークンは金融商品取引法の規制対象となり、法の規制対象とはならない点に留意する。 <u>（新設）</u>	本的には暗号資産交換業に該当しないと考えられる。 なお、発行者の行為の暗号資産交換業該当性については、発行者と暗号資産交換業者との間の契約内容、販売行為の内容、発行者による販売への関与の度合い等を考慮の上、最終的には個別具体的に判断することに留意する。 （注２）トークンの発行者による将来的な事業収益等の分配を受ける権利が当該トークンに表示されているなど、ＩＣＯが投資としての性格を有する場合は、当該トークンは金融商品取引法の規制対象となり、法の規制対象とはならない点に留意する。 <u>（注３）いわゆるアルゴリズム型ステーブルコインや暗号資産担保型ステーブルコインなどのように、価値の安定が常に確保されていないにも関わらず、ステーブルコインと称してこれを誤認させるような表示をして発行してはならない点に留意する。このようなものの例として、法定通貨の交換比率が一定比率内に収まるよう、一定のアルゴリズムに基づいて相場介入を行うこと等によって、価値の安定を図るものや、暗号資産の価値を担保に発行することによって、暗号資産の価格と連動させて価格の安定を図るものがある。</u>